## 令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 5	府省庁名 農林水産省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税 )								
要望 項目名 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(漁業関係)									
要望内容(概要)	船舶の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 船舶(漁船)の動力源に供する軽油を使用する漁業者								
	・特例措置の内容 船舶(漁船)の動力源に供する軽油の引取については、所定の手続きを経た上で軽油引取税(32,100円/kl) の課税が免除される。								
関係条文	地方税法附則第12条の2の7								
減収 見込額	[初年度] — (▲10,585) [平年度] — (▲10,585) [改正増減収額] — (単位:百万円)								
要望理由	(1)政策目的 船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営の 体質強化を図り、水産物の安定供給を確保することを目的としている。								
	(2) 施策の必要性 漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約2割と高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。この ため、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により漁業者の経営の安定を図 り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。								
本要望に 対応する 縮減案	なし								

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 水産業の成長産業化の実現 生産資材コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保する						
	政策の 達成目標 	生産員材コストの危機により漁業者の経営の女足を図り、水産物の女足的な供給を確保する ことを達成目標としている。						
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで						
	同上の期間中 の達成目標 政策の達成目標と同じ。							
	政策目標の 達成状況	漁業分野における令和3年度の免税軽油使用者は、約5万人となっており、免税額は約 106 億円と漁業者の経営の安定及び水産物の安定供給の確保に貢献しているところである。						
有効性	要望の措置の適用見込み	区       分       令和 6 年度(見込み)         対象者数(千人)       49         適用数量(千kl)       330         減税見込額(百万円)       10,585						
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業 経営の安定、水産物の安定供給が期待される。						
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る還付措置(石油石炭 税)						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし						
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし						
	漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっ 要望の措置の こうした状況に対応し、生産コストの軽減により、経営の安定と国際競争に耐え得 強い生産体制の確立を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置 る必要がある。							

	区分	29 年度			R 元年度 R2		R2 年度 R3 年度		
税負担軽減措置等の		(実績)		(実績)	(実績)	(実	績)	(実績)	
適用実績	対象者数(千人)	54		52	52	51		49	
	適用数量(千kl)	330		317	353	336		330	
	減税額(百万円)	10, 60		10, 178	11, 343	10, 771		10, 585	
「地方税における 税負担軽減措置等	軽油引取税の課税免除の		<u> </u>			千円)			
の適用状況等に関	適用総額の種類		元年度 2年度 3年度					3 年度	
する報 <del>告書</del> 」に	l 税額			86, 567, 248	77, 621, 716				
おける適用実績	17,000			00, 007, 240	77, 021	, , , , ,		77, 700, 000	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。								
前回要望時の 達成目標	政策の達成目標と同じ。								
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給が図られているが、漁業における経営費に占める燃料費の割合は高く、漁業者の経営を巡る状況は依然として厳しい状況から、引き続き、本特例措置により漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。								
これまでの要望経緯	昭和31年度 軽油引取税の創設と同税課税免除の特例措置(恒久措置)の創設 平成21年度 平成21年度の地方税改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、 使途制限が廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措置については、一部の用途を除き地方税本則による措置から地方税附則による3年間の暫定措置に変更した上で、存続されることとなった。 平成24年度 特例措置の3年延長 平成27年度 特例措置の3年延長 平成30年度 特例措置の3年延長 令和3年度 特例措置の3年延長								